

# 平成19年6月20日から

## 構造計算適合性判定が義務付けされます。

改正建築基準法による構造計算適合性判定の適用は、平成19年6月20日以降に確認申請を受け付けしたのものから対象となります。

### ■構造計算適合性判定の概要

◆一定の高さ以上又は一定の構造計算方法による建築物については、指定構造計算適合性判定機関による構造計算適合性判定が義務付けられます。

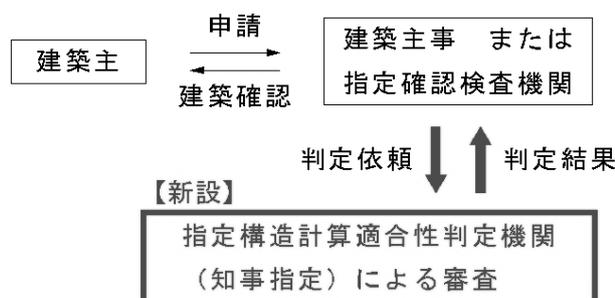
※一定の高さ以上の建築物とは

- ①木造で高さが13m若しくは軒の高さが9mを超えるもの
- ②地階を除く階数が4以上である鉄骨造
- ③高さが20mを超える鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造等です。（詳細は法第20条第2号及び同第3号による）

※一定の構造計算方法とは

- ①大臣認定プログラムによる構造計算
- ②保有水平耐力計算
- ③限界耐力計算
- ④許容応力度等計算（旧ルート1相当の計算を除く）

<構造計算適合性判定が必要な建築物>



<左記以外の建築物>



※対象建築物の詳細は建築指導課までお問い合わせください。

◆構造計算適合性審査に要する費用負担のため、確認申請手数料が上げられます。

◆建築確認の審査方法が変わり、審査期間が延長されます。

従来の21日以内から、35日（最大70日）以内に延長されます。

◆建築基準法の改正により金沢市建築基準法施行規則第3条が削除されます。

これに伴い、以下の建築物について構造計算書の添付が必要となります。

- ・木造以外の建築物で2以上の階数を有するもの
- ・木造以外の建築物で延べ面積が200㎡を超えるもの

## ■構造計算適合性審査手数料

構造計算の対象となる床面積に応じて以下の表の額となります。確認申請書の提出時に確認申請手数料と共に当該手数料を現金で納めてください。

構造計算の対象となる床面積の合計	手数料の額（1棟あたり）	
	大臣認定プログラムによらないもの	大臣認定プログラムによるもの
1,000㎡以内のもの	163,000円	123,000円
1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	213,000円	153,000円
2,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	243,000円	163,000円
10,000㎡を超え50,000㎡以内のもの	323,000円	203,000円
50,000㎡を超えるもの	583,000円	323,000円

※エキスパンションジョイント等で構造的に別棟となる場合は、棟毎に算定します。

## ■窓口（お問い合わせ先）

金沢市 都市整備局 定住促進部 建築指導課

建築確認審査室

TEL 076-220-2330